

防官会（事）第 8 2 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

航 空 幕 僚 長 殿

事務次官
(公印省略)

出納官吏事務規程第 9 条に基づく航空自衛隊における手もとに保管する現金の限度額に係る事務取扱に関する特例について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

1 この特例は、国際緊急援助活動等の活動に係る資金前渡官吏（以下「資金前渡官吏」という。）に指定された者に限り、適用するものとする。

活動の対象は、以下のとおりとする。

（１）自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８４条の４第１項に規定する在外邦人等の輸送に係る活動

（２）同法第８４条の５第２項第３号に規定する国際緊急援助活動

（３）防衛大臣の命令に基づき実施する活動のうち、前２号に準ずる、外国において行う、予見可能性が極めて低く、即応性が求められる活動として航空幕僚長が指定する活動

（４）前３号に掲げる活動に係る対応を行う基地は以下のとおりとする。

ア 千歳基地

イ 入間基地

ウ 小牧基地

エ 美保基地

2 前項に規定する活動に従事する者として指定された資金前渡官吏は、財計第１１号（平成１９年１月９日）に基づく指定金額と区分し、現金を出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第３条に規定する手もと保管（以下「手もと保管」という。）をすることができる。手もと保管する現金については、航空幕僚長が資金前渡官吏１名につき２６万ドルの限度額内において、活動に従事する航空機や当該航空機の運航に係る人員数等の規模を勘案して指定するものとする。

3 資金前渡官吏が手もと保管する現金は、アメリカ合衆国ドルで手もと保管するものとする。

4 手もと保管金の支払を要しないこととなったときは、支出官への戻入の処理をするものとする。

5 資金前渡官吏は、関係法令を遵守するとともに、手もと保管する現金を堅固な容器に保管し、手もと保管する所属基地の規則に基づき、現金亡失防止のための必要な対策を講ずるものとする。

- 6 為替差損益が生じた場合においては、差損については、歳出金の支出として処理を行い、差益については、国庫に納付することにより歳入金として処理を行うものとする。
- 7 指定金額は、資金前渡官吏に常時手もと保管させるという意味ではなく、現金を手もとに保管し得る最高限度額であるから、手もと保管金額は、活動に従事する航空機や当該航空機の運航に係る人員数等の規模を勘案した必要最小限にとどめ、手もと保管金額が過大とならないようにし、現金保管に伴う事故発生のないよう万全を期すこととする。
- 8 この特例は、令和5年度から令和7年度まで適用することとする。